平成２９年（フ）第１５９号
金沢市高柳町５の24番地17　アパガーデン弐番館5101号、住民票上の住所金沢市京町24番26号　ロワイヤルユウアルデーニ101号
債務者　辻　　陞
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　久**徳**
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７０１号
京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町２番地の２
債務者　藤井　　博
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　椎名　基晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１４１号
三重県いなべ市藤原町山口3082番地
債務者　杉谷　敏成
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１７５号
福井市舟橋新２丁目513番地
債務者　田中　希子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神田　芳和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月26日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８２号
長崎県大村市木場２丁目261番地13　アバンティ旭が丘102号、旧住所長崎県大村市徳泉川内町841番地７
債務者　楠本　満幸
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽場尾雅宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第１３５号
釧路市緑ケ岡４丁目９番27号　遠山マンションＡ号、住民票上の旧住所釧路市住吉２丁目13番13号
債務者　古市　　智
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　淑恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
釧路地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第９４号
青森県八戸市大字田面木字松長根７番地６、前住所青森県八戸市大字鮫町字ハン木沢５番地
債務者　大和田サチ子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第２０６号
東京都羽村市羽西２丁目２番24号　グレイス羽村106、従前の住所仙台市青葉区川平３丁目34番１―301号
債務者　高橋　鮎美
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４１６号
仙台市泉区松陵２丁目29番地の７、従前の住所仙台市泉区南光台東２丁目３番26号
債務者　跡部　文彦
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４４３号
宮城県亘理郡亘理町字下茨田110番地５　県営住宅513、従前の住所宮城県亘理郡亘理町長瀞字長峯１番地37
債務者　高橋　竜一
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５４３号
仙台市宮城野区鶴ケ谷５丁目23番地　都市機構鶴ケ谷五丁目団地１号棟307
債務者　太田　未来
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６１１号
仙台市泉区北高森２番地の１　エステート高森202
債務者　藤原けい子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６６８号
宮城県富谷市ひより台２丁目33番地13　ハイツヴュー102、従前の住所宮城県大崎市古川李埣１丁目２番22号　Ｋハウス102号
債務者　野村　恵太
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６６９号
宮城県富谷市ひより台２丁目33番地13　ハイツヴュー102、従前の住所岩手県一関市花泉町永井字東方11番地２
債務者　野村　奈々（旧姓鎌田・渡邊）
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５９号
福島県いわき市平字二町目26番地
債務者　篠原　載子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第１８７号
茨城県鉾田市下太田853番地４
債務者　松村恵美子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
水戸地方裁判所